



## ○長野県教育委員会訓令第9号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成14年9月24日

長野県教育委員会

第2条に次の2号を加える。

- (1) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
- ア 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (2) 総合行政 ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより受信又は送信される電磁的記録をいう。

第7条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 総合行政ネットワーク文書の受信及び送信並びに電子署名の付与に関すること。
- 第31条の2を第31条の3とし、第31条の次に次の1条を加える。
- (電子署名)

第31条の2 施行する総合行政ネットワークシステム文書には、電子署名を付与しなければならない。

2 電子署名の付与の手続その他電子署名に関し必要な事項は、別に定める。

様式第8号中「(第23条、第31条の2関係)」を「(第23条、第31条の3関係)」に改め

る。

総務課

平成14年9月24日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)  
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために

**NAGANO**

思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています